

国水計調第6号

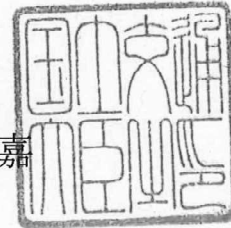
令和元年10月18日

社会資本整備審議会 会長

進藤 孝生 殿

国土交通大臣

赤羽 一嘉



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方

1. 諮問事項

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

2. 諮問の趣旨

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（平成25～26年公表）では、気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、中緯度の陸地などで21世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高いことなどが示されており、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。

近年、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が発生している。平成30年7月豪雨では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに、大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与したと考えられている。」と個別災害について初めて地球温暖化の影響に言及し、地球温暖化に伴う気候変動が既に顕在化していることが明らかとなった。また、令和元年10月台風19号では、堤防決壊・越水による浸水が発生するなど、広域的に人命や家屋、社会経済への甚大な被害が生じた。

これらの科学的知見の公表や災害での教訓を踏まえ、国土交通省ではこれまでも、社会資本整備審議会河川分科会に「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」（平成19年8月）を設置し、水災害分野に係る気候変動適応策を検討・実施してきた。また、「施設では防ぎきれない水災害は必ず発生する」との考えの下、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」を再構築する取組として、ハード・ソフト一体となった対策を推進してきたところである。

そうした中、国土交通省では、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」（平成30年4月）を設置し、気候変動による外力の増加等について、気候変動予測に関する最新の知見を活用して検討を実施した。この検討会により令和元年10月に公表された「気候変動を踏まえた治水対策のあり方 提言」では、産業革命以前と比べて世界の平均地上気温を2℃上昇以下に抑えることを前提としたシナリオの場合、一級水系の治水計画で対象とする規模の降雨は、21世紀末には20世紀末と比べて、降雨量が全国平均1.1倍、発生頻度が2倍になるとの試算結果が示された。

気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇、人口減少や超高齢化社会の到来、社会構造の変化等を踏まえ、低い水準にある治水安全度の速やかな向上や、予測される将来の降雨量等を反映した治水対策への転換に加えて、災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくり等の取組とも連携し、流域全体で備える水災害対策に関し、今後の取組方針について諮問するものである。



国社整審第29号
令和元年10月24日

河川分科会

分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会

会 長 進藤 孝生



気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

令和元年10月18日付国水計調第6号により当審議会に意見を求められた気候変動を踏まえた水災害対策のあり方については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。